患者さんの権利と責務

私たちは、インフォームド・コンセント(理解するまで十分に説明され、納得した上での同意)を基本姿勢として、患者さんと信頼関係で結ばれた医療を行うことを目指しています。 そこで、ここに「患者さんの権利と責務」について明記し、その実現にむけて、みなさまと 共に進んでいきたいと思います。

● 医療を受ける権利

宗教、国籍、性別、年齢、病気の性質、社会的地位などにかかわらず、どなたでも平等に医療を受けることができます。 ただし、病院の機能・専門性などのため、十分な責任が持てないような状況が生じることが予想される場合にはご相談の上、適切に対応いたします。

● 知る権利

患者さんは、病名、病状、治療内容及びその危険性、回復の可能性、検査内容及びその危険性、薬の効能及び副作用などに関して理解できるまで説明を受けることができます。 研究の途上にある治療をおすすめする場合には、治療の内容や従来の治療方法との違いなどについて、前もって十分な説明をいたします。 また医療従事者の研究及び教育の目的を含んだ医療行為がなされる時は、事前に説明をいたします。 また医療に要する費用及びその明細について、説明を受けることができます。

● 自己決定の権利

患者さんは、十分な説明と助言・協力を得た上で、自分の意思により、検査、治療、その他の医療行為に同意したり、選択したり、拒否したりすることができます。 また、他の医師の意見(セカンドオピニオン)を求める権利があります。

プライバシーが保護される権利

患者さんには、医療上の個人情報を直接医療に関与する医療従事者以外の人に開示されない権利があります。

● 知らせる責務

治療について適切な判断を行なっていくために、患者さん自身の健康に関する情報を医療 従事者に伝える必要があります。

● 状況確認の責務

納得して医療を受けるため、医療従事者の説明や指示を理解しようと努めてください。 わからないことがあれば質問をしてください。

● 診療協力の責務

すべての患者さんが適切な医療を受けられるように、病院の規則や指示を守る必要があります。

● 医療費支払の責務

受けた医療等に関する医療費は、出来るだけ速やかにお支払いください。

「職員倫理要綱」平成 26 年 1 月 1 日改定「臨床倫理の指針」平成 26 年 1 月 1 日制定「患者さんの権利と責務」平成 26 年 1 月 1 日改定